

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年8月15日 |
| 【会社名】 | 株式会社ベリテ |
| 【英訳名】 | Vérité Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長CEO 平野 和良 |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号 |
| 【電話番号】 | 045(415)8800 |
| 【事務連絡者氏名】 | 人事総務グループ 総務部長 高橋 好一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号 |
| 【電話番号】 | 045(415)8800 |
| 【事務連絡者氏名】 | 人事総務グループ 総務部長 高橋 好一 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 399,936,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|--|
| 普通株式 | 4,166,000株 | 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株 |

(注) 1. 平成24年8月15日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 4,166,000株 | 399,936,000 | 199,968,000 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 4,166,000株 | 399,936,000 | 199,968,000 |

(注) 1. 本募集は、GITANJALI GEMS LIMITED(以下「GITANJALI」といいます。)の100%子会社であるASTON LUXURY GROUP LIMITED(以下「ASTON」といいます。)を割当先として行う第三者割当(以下「本第三者割当増資」といいます。)の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

4. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

ASTONと当社との間のLOAN AGREEMENT(以下「本件ローン契約」といいます。)の概要は以下のとおりです。金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産は、下記借入金400,000,000円のうち金399,936,000円相当分になります。なお、本件ローン契約に基づく借入れを除き、当社がASTON及びGITANJALIグループから借入れを行ったことはありません。

1) 用途 運転資金

2) 実行時期 平成24年5月11日

3) 借入金額 400,000,000円

4) 借入利息 1%

5) 返済期限 平成24年8月31日

6) 担保 特段の定めなし

(2) 【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|-----------|-------------|--------|------------|----------|------------|
| 1株につき金96円 | 199,968,000 | 1,000株 | 平成24年8月31日 | - | 平成24年8月31日 |

- (注) 1. 全株式をASTONに割当て、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
3. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結することとし、当社に対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による払込みの方法によります。現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権は、申込みに係る払込みに充当されて消滅します。払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、当該株式に係る割当ては行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------------|------------------------|
| 株式会社ベリテ 人事グループ総務部 | 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------------|------------------------|
| 株式会社ベリテ 人事グループ総務部 | 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号 |

- (注) 金銭以外の財産を出資の目的とするため、払込取扱場所は当該財産の給付の場所を記載しております。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|------------|--------------|------------|
| - | 10,000,000 | - |

- (注) 1. 本第三者割当増資による調達は、全て当社に対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）によるものであり、金銭による払込みはありません。なお、本第三者割当増資に係る諸経費10,000,000円は手元資金により支払う予定です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、主に弁護士費用、登記費用その他費用です。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資による調達は、当社に対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）によるものであるため、手取金はありません。なお、本件ローン契約に基づく借入金は、平成24年5月初旬から6月末日までの間に主に人件費、買掛金の支払いに充てられました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

| | | | |
|------------------|----------------------------------|--|-------------|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | ASTON LUXURY GROUP LIMITED | |
| | 本店の所在地 | UNIT A 1/F MAU LAM COMM BLDG 16-18 MAU LAM ST JORDAN KLM HONG KONG | |
| | 国内の主たる事務所の責任者及び連絡先 | 国内に事業所を有していないため、該当事項はありません。 | |
| | 代表者の役職及び氏名 | 董事長 メフル・シー・チョクシ (MEHUL CHINUBHAI CHOKSI) | |
| | 資本金 | 10,000香港ドル | |
| | 事業内容 | 投資業（持株会社） | |
| | 主たる出資者及び出資比率 | GITANJALI GEMS LIMITED 100% | |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 当社の社外取締役であるスニール・ヴァルマは、ASTONの100%親会社であるGITANJALIの取締役であります。当社の取締役であり、かつ、当社の親会社であるディジコ・ホールディングス・リミテッドの代表者であるチェットン・シー・チョクシ氏と、GITANGALIの代表者であるメフル・シー・チョクシ氏は兄弟の関係であります。また、GITANJALIの代表者であるメフル・シー・チョクシ氏は、平成22年6月まで当社の取締役でありました。なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を含むガバナンス委員会を設置しており、GITANJALIグループとの間の取引の可否については、同委員会に諮問し、その結果に基づくものとします。 | |
| | 資金関係 | 当社に対して400百万円を貸付けております。当該貸付は全額本届出書の金銭以外の財産の現物出資に充てられます。 | |
| 技術又は取引関係 | 当社とASTONとの間には、従前、商品取引の実績はございません。 | | |

（注） 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

（注） 提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成20年6月以降、ディジコ・ホールディングス・リミテッドを親会社としております。同社は、ダイヤモンド原石の調達から研磨技術を用いたカット、製品製造並びに販売まで、一貫した事業を行っているところ、当社がディジコグループの一員となることで、当社の商品調達力の安定化が図られました。

他方、ASTONの100%親会社であるGITANJALIは、インド、ムンバイにおける上場企業であり、多数の宝石・宝飾品ブランド（STEFAN HAFNER等）を有し、宝飾品の原材料の調達及び製造並びに販売小売までを各国において展開している複合企業であります。

当社といたしましては、ディジコグループからの商品調達を始めて約4年を経過し、更なる商品ラインナップの拡充を図る必要性を感じております。そこで、GITANJALIの100%子会社であるASTONとの間でBUSINESS AND CAPITAL ALLIANCE AGREEMENT（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結の上、資本業務提携を実施し、GITANJALIグループからの安定的な商品調達を図ることで、ディジコグループが保有していない多数のブランドの商品を調達することが可能になることにより、当社取扱ブランドの更なる多様化を図り、当社販売商品のブランド力及び商品供給力を強化し、もって事業拡大を図ることが可能になるものと判断いたしました。ASTONとの間の資本業務提携が当社の業界における地位を発展

させ、且つ安定的に継続させるものであると考え、A S T O Nとの間で本資本業務提携契約を締結することとし、A S T O Nを割当予定先として選定しました。

本資本業務提携の具体的内容は以下のとおりであります。

業務提携の内容

当社は、A S T O N並びにGITANJALI及びそれらの子会社並びに関連会社等の商品の供給を受け、また、当該商品を当社の店舗及び各種催事並びにショールーム等で展示販売することにより、当社販売商品ラインナップの拡充と、多数の有力なブランドを保持することにより、多角的なブランド力の強化を図ります。

資本提携の内容

当社とA S T O Nとの間で、安定的な業務提携関係を構築し維持するため、また、当社株式の15%程度の株式の取得をA S T O Nが希望していることを踏まえ、協議を重ねた結果、本資本業務提携契約に基づき、当社株式の15%程度をA S T O Nに割り当てることといたしました。また、当該第三者割当の払込については、A S T O Nの当社に対する貸付金400,000,000円のうち金399,936,000円につきデット・エクイティ・スワップを行うことといたしました。

なお、当社は、平成24年3月頃から、短期的な資金需要に対応するための借入れの実施について検討していたところ、当社の親会社であるディジコ・ホールディングス・リミテッドからGITANJALIグループの紹介を受け、同年4月頃からGITANJALIグループと協議した結果、同年5月にA S T O Nから短期運転資金として400,000,000円の借入れを実施いたしました。当時は、金融機関からの借入れは困難な状況にありました。その頃から、GITANJALIグループから商品供給等を受けられることが、当社の商品ラインナップの拡充に資すると考え、GITANJALIグループとの間で業務提携に関する協議を重ねてまいりました。そして、業務上の提携に加えて、A S T O Nに対する第三者割当増資(デット・エクイティ・スワップ)を行うことにより、GITANJALIグループとの間でより強固な関係を築き、かつ、当社の財務基盤を強化し、ひいては当社の企業価値の向上を図るため、本資本業務提携契約を締結することとなりました。かかる協議に関連して、A S T O Nからの借入金の当初の返済期日は平成24年5月31日とされておりましたが、返済期限を同年8月31日に変更しております。

なお、GITANJALIグループとの関係強化の一環として、平成24年6月開催の当社第68期定時株主総会において、スニール・ヴァルマ氏を当社社外取締役として選任しております。なお、現時点において、A S T O N及びGITANJALIグループから受け入れる役員の増員等は予定されておられません。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 4,166,000株

e 株券等の保有方針

当社は、A S T O Nから、当社との資本業務提携関係の安定的な構築及び維持、並びに当社の中長期的な企業価値の向上のため、本資本業務提携契約に基づき、当社株式を中長期的に保有する方針であり、少なくとも2年程度は保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、A S T O Nから、払込期日より2年以内に処分及び割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

A S T O Nに対する本第三者割当増資については、当社に対する金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)によるものであるため、金銭の払込みはありません。なお、本件ローン契約に基づくA S T O Nから当社に対する貸付金は、A S T O NがGITANJALIから借り入れたものであり、GITANJALIは当該貸付けを自己資金で行っております。当社は、GITANJALIが公表した平成24年3月末時点の財務諸表を確認し、GITANJALIが当該貸付けを行うのに十分な自己資金を有していたことを確認しております。

g 割当予定先の実態

本割当予定先であるASTONは、ムンバイ証券取引所、インド国立証券取引所、シンガポール証券取引所及びロンドン証券取引所の上場会社であるGITANJALIの100%子会社であります。また、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索、関係者に対するヒアリング等により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を割当予定先であるASTONから取得しております。

なお、当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は役員に準ずる者、主要株主（主な出資者）が暴力団等と一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1)【発行価額の算定根拠】

発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る新株式発行の取締役会決議日の直前営業日である平成24年8月14日から遡った6ヶ月間の東京証券取引所における当社株価の終値の単純平均値である85円（円未満切捨て）を参考にし、本資本業務提携の構築・維持のため、当社株式の15%程度の株式の取得をASTONが希望していることを踏まえ、当社とASTONとの協議の結果、金96円といたしました。本第三者割当増資に係る新株式発行の取締役会決議日の直前営業日である平成24年8月14日から遡った6ヶ月間の東京証券取引所における当社株価の終値の単純平均値である金85円（円未満切捨て）に基づき本第三者割当増資の発行価格を算定したのは、短期的な株価の変動の影響を最小限に抑えるためであります。

当該価額は東京証券取引所における本第三者割当増資に係る新株式発行の取締役会決議日の直前営業日である平成24年8月14日の終値85円に対しては12.94%のプレミアム、決議前1ヶ月（平成24年7月17日～8月14日）終値平均である74円（円未満切捨て）に対しては29.73%のプレミアム、決議前3ヶ月（平成24年5月15日～平成24年8月14日）終値平均である73円（円未満切捨て）に対しては31.51%のプレミアム、決議前6ヶ月（平成24年2月15日～平成24年8月14日）終値平均である85円（円未満切捨て）に対しては12.94%のプレミアムとなっております。

また、本第三者割当増資に係る新株式発行は、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）によるものであるところ、当該金銭債権の弁済期は平成24年8月31日であり、本第三者割当増資の払込期日において弁済期が到来しており、かつ、当社が弁済すべき額が確定していることから当該債権の価額を本第三者割当増資に係る新株式発行時の出資財産の価額とすることは相当であると判断しております。加えて、上記のとおり、本第三者割当増資の発行価額は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価格には該当しないと判断しております。

なお、平成24年8月15日開催の取締役会に出席した監査役3名（そのうち2名は社外監査役）からは、当社の経営状況及びASTONに対する借入金債務との関係（現物出資の目的たる金銭債権について弁済期が到来しており、また、当該金銭債権の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えないこと）を考慮した上で、当社株式の市場価格に照らし、本第三者割当増資の発行条件等につき検討した結果、本第三者割当増資の払込金額はASTONに特に有利な金額には該当せず、本第三者割当増資は適法である旨の意見を得ております。

(2) 【発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠】

本第三者割当増資によりASTONに対して割り当てられる普通株式4,166,000株の、24,654,825株(総議決権22,926個)に対する割合は16.90%(総議決権数に対する割合18.17%)であり、本第三者割当増資により当社普通株式1株当たりの株式価値の希薄化が生じることになります。

しかしながら、上記のとおり、当社の企業価値向上のためには本資本業務提携契約に基づき、ASTON及びGITANJALIと安定的な長期の関係を構築することが重要であり、本第三者割当増資が必要であります。したがって、本第三者割当増資による希薄化の規模は合理的な水準であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%) | 割当後の所有 株式数 (千株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%) |
|--|---|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| ディジコ・ホールディングス・リミテッド (常任代理人株式会社三井住友銀行) | STAR HOUSE, 3 SALISBURY ROAD TSIM SHA TSUI, KOWLOON, HONG KONG (東京都千代田区大手町1丁目2番3号) | 14,164 | 61.78 | 14,164 | 52.28 |
| ASTON | UNIT A 1/F MAU LAM COMM BLDG 16-18 MAU LAM ST JORDAN KLM HONG KONG | - | - | 4,166 | 15.38 |
| 堤 征二 | 埼玉県蕨市 | 1,217 | 5.31 | 1,217 | 4.49 |
| 大久保 仁雄 | 神奈川県横浜市都筑区 | 919 | 4.01 | 919 | 3.39 |
| 株式会社オーエイ | 東京都品川区小山4丁目4-4 | 770 | 3.36 | 770 | 2.84 |
| 水上 春代 | 東京都品川区 | 188 | 0.82 | 188 | 0.69 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10 | 184 | 0.80 | 184 | 0.68 |
| ベリテ従業員持株会 | 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号 株式会社ベリテ内 | 168 | 0.73 | 168 | 0.62 |
| 株式会社菅田 | 岡山県津山市川崎1902番地3 | 151 | 0.66 | 151 | 0.56 |
| 株式会社ツツミ | 埼玉県蕨市中央4丁目24-26 | 147 | 0.64 | 147 | 0.54 |
| ちばぎん証券会社 | 千葉市中央区中央2丁目5-1 | 130 | 0.57 | 130 | 0.48 |
| 計 | - | 18,040 | 78.69 | 22,316 | 82.37 |

(注) 1. 平成24年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当増資による異動を反映しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年8月15日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年8月15日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第68期有価証券報告書の提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間に以下の臨時報告書を提出しております。

・臨時報告書（平成24年7月2日）

(1) 提出理由

平成24年6月28日開催の当社第68期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

当該株主総会が開催された日

平成24年6月28日

当該決議事項の内容

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、平野和良、カヴァン・チョクシ、アルパン・ジャヴェリ、ジョージ・マシュー、チェッタ
ン・シー・チョクシ、今津泰輝、アディル・クルカルニ及びスニール・ヴァルマを選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、熊谷均、林茂を選任する。

第3号議案 監査役の報酬額決定の件

監査役の報酬額3,000万円以内と改定する。

当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| | 賛成 | 反対 | 棄権 | 賛成率 | 決議結果 |
|----------------------|---------|------|----|-------|------|
| 第1号議案 取締役8名選任の件 | | | | | |
| 平野 和良 | 15,730個 | 65個 | 0個 | 68.6% | 可決 |
| カヴァン・チョクシ | 15,728個 | 67個 | 0個 | 68.6% | 可決 |
| アルバン・ジャヴェリ | 15,702個 | 93個 | 0個 | 68.5% | 可決 |
| ジョージ・マシュー | 15,709個 | 93個 | 0個 | 68.5% | 可決 |
| チェットン・シー・チョクシ | 15,706個 | 89個 | 0個 | 68.5% | 可決 |
| 今津 泰輝 | 15,709個 | 86個 | 0個 | 68.5% | 可決 |
| アディル・クルカルニ | 15,708個 | 87個 | 0個 | 68.5% | 可決 |
| スニール・ヴァルマ | 15,707個 | 88個 | 0個 | 68.5% | 可決 |
| 第2号議案 監査役2名選任の件 | | | | | |
| 熊谷 均 | 15,737個 | 59個 | 0個 | 68.6% | 可決 |
| 林 茂 | 15,736個 | 60個 | 0個 | 68.6% | 可決 |
| 第3号議案 監査役の報酬額改定の件 | | | | | |
| | 15,668個 | 128個 | 0個 | 68.3% | 可決 |

(注) 議案の可決要件は次のとおりです。

議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成をもって可決となります。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|----------|------|--------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 第68期 | 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 | 平成23年 6月28日 関東財務局長に提出 |
| 第一四半期報告書 | 第69期 | 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日 | 平成24年 8月14日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月14日

株式会社ベリテ
取締役会 御中

霞が関監査法人

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 森内 茂之 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 野村 聡 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリテの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第69期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベリテの平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年7月27日開催の取締役会決議に基づき、平成24年7月31日に資金の借入を実行した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月28日

株式会社ベリテ

取締役会 御中

電が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 今朝夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野村 聡 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリテの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベリテの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年4月30日開催の取締役会の決議に基づき、短期借入を実行している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年4月30日開催の取締役会の決議に基づき、金銭消費貸借契約を締結している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社はリボルビング・ローン契約を締結しておりますが、平成24年4月27日付けで極度額を変更する変更契約を締結している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ベリテの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ベリテが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。